

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年度工事監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年3月25日

南相馬市監査委員 林 秀之

南相馬市監査委員 志賀稔宗

記

- 1. 監査の種類** 工事監査
- 2. 監査の対象** 経済部商工労政課所管
大町地区商業店舗建設工事
- 3. 監査の期間** 平成28年2月4日
- 4. 監査の方法**

工事の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうか重点を置き、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿及び証拠書類を主体として照査検討を加え、関係職員の説明を聴取するとともに、実地を検証して監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人日本技術士会と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、関係書類及び工事現場の調査を行った。

5. 対象工事の概要

大町地区商業店舗建設工事

施工箇所 南相馬市原町区大町 地内

契約金額 139,860,000円

請負者 関場建設株式会社

工期 平成27年7月16日～平成28年2月29日まで

工事概要 建築工事 鉄骨造平屋建て 延床面積374.24㎡

建築直接工事 一式

電気設備直接工事 一式

機械設備直接工事 一式

6. 監査の結果

監査対象工事については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、技術的細部にわたる事項・その他簡易な指導事項等については、その都度、関係者に指導を行った。

以下、各項目における監査の結果は、次のとおりである。

(1) 計画及び設計

計画としては規模が小さく、その中に要求室を盛り込む難しさがあるが、必要最小限の設備は盛り込まれており、概ね妥当な内容と判断する。

(2) 積算

建物は詳細にわたり積算され、部材については見積書を徴取し適切に処理され、設計書に反映されている。また、一般的な積算単価についても、県単価等により適切に積算されており問題はない。

(3) 入札・契約

特に問題は見当たらず、適正である。

また、最近の災害関連地区での建設環境の活発化による資材、人件費等を考慮すれば、落札金額は妥当といえる範囲である。

(4) 工事監理及び施工管理

工事監理、工事管理いずれにおいても各種管理書類は整備されており、適切かつ予定通りに進められ、良好な状態である。また、安全管理についても問題点は見当たらない。